

# 2020年度事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## (I) 公益目的事業について

脊髄損傷者及び障害者が、重篤なハンディーキャップを持ちながらも地域社会で自立した生活を営むことができるよう、ピアサポート等相談支援事業、調査研究事業、障害者スポーツ等支援事業、被災労働者等支援事業及び情報提供事業等を総合的に提供し、障害者を取り巻く環境の整備及び福祉の向上に努めている。

### 【1】事業の概要について

脊髄損傷者及び障害者（以下、障害者）の地域生活を実現するためには、医療・介護・福祉・リハビリテーション・住環境の整備といった総合的な支援が欠かせない。本会では、事故や疾病により重度の障害を持った者に、まずは活用できる福祉及び労災制度等の相談並びに障害の受容に向けた支援を提供し、初期の集中的な支援終了後にも、情報提供やシンポジウム等による啓発活動を通じた継続的な支援を行うことで、障害者の社会復帰並びに地域での継続性のある文化的な生活をサポートしている。

また、障害者が社会生活する上で、制度面やバリアフリーについてなど、個人の力ではどうしても乗り越えられない問題を取り上げ、行政機関、国会議員並びに民間法人等へ政策提言並びに要望活動を行うことで障害者の権利を擁護し、医療及び介護制度の充実を図り、もって広く社会に貢献している。

障害者の豊かな社会参加を実現するためには、自立生活への準備、障害の受容等の初期支援をはじめ、その後も継続的な調査研究、情報提供並びに行政機関や民間法人等へ障害者福祉の向上についての政策提言・要望活動を行っていく必要がある。

そこで本会では、下記の主要な事業であるピアサポート等の障害者福祉相談事業、調査研究事業、政策提言・要望活動事業、障害者スポーツ等支援事業、被災労働者等支援事業、情報提供事業、社会参加推進事業等を連携させて一体的に行うことで、障害者が本会のサービスをより効果的かつ継続的に受益できる環境を確保し、また、各事業を個別に提供するよりも連携して一体的に提供することで、本会の理念である障害者を取り巻く環境の整備及び福祉の向上の実現により資するものであるとの認識の下、下記事業を一体的に提供し、障害者の福祉の向上に努めている。

## 1. ピアサポート等の障害福祉相談支援事業

### (1) ピアサポート相談支援事業（2020年度自賠責運用益拠出事業）

#### ・2020年度年度実績

#### ①ピアサポート事業の実施

2020年度の一般社団法人日本損害保険協会助成による「脊髄損傷当事者による脊髄損傷者への精神面を中心とした支援事業」を実施した。

支部名	グループ 相談会	個別ピア サポート	ロール モデル	勉強会・ 会議	合 計
山形県支部	12	17	0	1	30
埼玉県支部	0	6	0	0	6
千葉県支部	0	12	0	1	13
東京都支部	0	28	0	6	34
神奈川県支部	0	1	0	0	1
富山県支部	0	0	0	1	1
長野県支部	0	18	0	0	18
大阪府支部	2	30	0	0	32
山陰支部	0	10	0	0	10
広島県支部	0	78	0	0	78
香川県支部	0	5	0	0	5
大分県支部	2	11	0	1	14
沖縄県支部	0	67	0	4	71
合 計	16	283	0	14	313

## ②ピアサポートブロック研修会の開催

### ア. 北越ブロック

- ・開催日 : 2020年7月12日  
開催場所: 白山市福祉ふれあいセンター (石川県白山市)  
開催支部: 石川県支部  
参加者数: 10名
- ・開催日 : 2020年11月22日  
開催場所: サン・アビリティーズ滑川 (富山県滑川市)  
開催支部: 富山県支部  
参加者数: 25名

- ・財源: 一般社団法人日本損害保険協会

## 2. 調査研究事業

脊髄損傷及び障害者が、社会生活を送るうえでの必要な情報を的確に把握し、かつ有効な情報を恒久的に調査研究して行くことで、QOLの向上や社会参加の促進に資することを目的に調査研究事業を行っている。

また、行政機関や民間法人等が行う調査研究において、本会の調査研究事業と同様の理念を有するものと認められる場合においては、調査研究協力を行っている。

調査研究の発表についてはホームページ等を通じ広く行っている。

### (1) WG (ワーキンググループ) 会議

通常理事会だけでは多岐にわたる問題解決に臨めない状況にあるため、6つのWGを作り問題解決を図ることとしている。

・2020年度実績

①労働災害WG（担当：古谷理事）

- ア. 2020年10月の省庁交渉に向けて、厚労省に対する労災関係の要望事項を取りまとめた。具体的には、労災遺族（補償）給付の取扱い見直しを要望した。

②介護保障WG（担当：藤田理事）

- ア. 省庁交渉に向けて提出資料作成。
- イ. 自民党障害児者問題調査会ヒアリング向け提出資料作成。
- ウ. 公明党障がい者福祉委員会ヒアリング向け提出資料作成。
- エ. 障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会（厚生労働省）ヒアリング向け提出資料作成。

③バリアフリー等WG（担当：小林副代表理事）

- ア. 『車椅子使用者用駐車施設』及び『ダブルスペース』についての方向性を検討。
- イ. 国交省『車椅子使用者用駐車施設』の適正利用リフレット・ポスターについての検討・提案。
- ウ. 『災害時における被災者救済について』全都道府県への調査依頼と結果集計。関係官庁への要望書作成。
- エ. 令和2年度省庁交渉提案事項の検討・文案作成。
- オ. 上記について、5/23、6/27、9/12、9/15、10/24、11/21、12/26、1/30、3/14の計9回、Skype・Zoomを使用し会議を実施した。

④組織体制WG（担当：安藤事務局長）

- ア. 各県支部のイベントについて  
沖縄県支部や千葉県支部、栃木県支部など各支部でのイベントについて検討、調整、準備
- イ. 全脊連の組織改革  
デジタル化の推進
- ウ. 外部団体、省庁からの依頼に対応、調整
- エ. 立ち上げ直後支部にヒアリング、フォロー
- オ. 上記について、8月4日、9月1日、10月6日、11月5日、12月8日、1月12日、2月16日、3月16日の合計8回、Zoomにより会議を開催して検討した。

⑤脊損ニュースWG（小島理事）

- ア. 1月31日、2月16日、3月16日に編集会議を開催。
- イ. 年間を通した大筋のテーマを選定。講演会、省庁交渉の要望書等が掲載予定となる。
- ウ. 適時、他のWGの経過報告等も掲載する。減災欄の記事は常日頃、新

聞記事、テレビ等の報道をチェックし、資料を集めている。なるべくホットな内容に心がける。脊損に限らず福祉全般の問題に目を広げて、情報を収集。

#### ⑥IT・ピアサポートWG（祐成常務理事）

- ア. ITについては、沖縄県支部で作成したピアサポート情報管理システムを活用して、各県支部の実績の入力を開始した。
- イ. 2004年度に当会が作成した「ピアサポートテキスト」について、各担当者が改正案を提出し、現代に合うテキストを作成することとした。
- ウ. 完成したテキスト利用して「ピアサポート基礎養成講座」を実施する予定。この講座の受講者がピアサポーターとして活動に従事する。
- エ. 活動の場所は、各支部に一任する。

・財源：会費

### (2) 全国の脊髄損傷の実態調査

日本国内における脊髄損傷者の疫学調査としては、1990年から1992年を対象として日本パラプレジア医学会が実施した「日本における脊損発生の疫学調査」が挙げられる。また、脊髄損傷の予防を含めた2018年の疫学調査の結果が、2020年9月に日本脊髄障害医学会から公表された。

この疫学調査を補完すべく、脊髄損傷者の生活実態について2024年度を目途に調査を実施することで、受傷原因別や年齢別の患者数などの基礎データを明らかにするとともに、受傷予防の対策や教育の在り方など、多様な分野にわたって提言を発信していく。

・2020年度実績

- ①11月8日に検討会を開催
- ②調査票を作成開始
- ③委託業者を選定開始

・財源：一般社団法人日本損害保険協会

## 3. 情報提供事業

### (1) 広報及び情報提供事業（自主事業）

情報入手の困難さを持つ重度の障害者への情報提供を行うと共に、福祉や医療に携わる個人並びに法人へ、障害者からのメッセージや介護や福祉についての情報を載せた「月刊・脊損ニュース」を発行し、当会ホームページで情報を提供している。

・2020年度実績

- ①「月刊・脊損ニュース」
  - ア. 会員：毎号1,500部
  - イ. 非会員・病院施設等：毎号1,100部

・財源：会費

## (2) 脊髄損傷患者のための社会参加ガイドブック製作事業

脊髄損傷者に必要な情報を多岐にわたり、脊髄損傷患者の社会参加と生活力を高めるためには、福祉に係る総合的な情報はもちろんのこと、特に重要性の高い事項については、詳細かつ正確に提供する必要があります。

しかし、必要なすべての情報をカテゴリー別にまとめた具体的でわかりやすいツールは未だないのが実情であり、患者に提供される情報は全国的に認識がまちまちで、単に経験にのみ頼っているなど統一されていない。このため、ピアサポートの有効性が発揮されない場合がある。脊髄損傷者の多様なニーズに全国どこでも的確に応える手段として、多種多様で恒久的な情報を調査研究し、その集大成の情報をガイドブックとして提供することは、患者の社会参加を支援することに大いに有効である。

そこで本会では、一般社団法人日本損害保険協会の助成により、排泄管理、車いす、褥瘡予防、住宅改造等といった脊髄損傷者が特に必要としている具体的な情報をガイドブックとして製作し、脊髄損傷者及び障害者が本来持っている機能を発揮して自立した社会生活を営むことができるよう支援を行っている。配布は会員、医療、リハビリ関係団体等へ行い、また、ホームページを通じて配布希望者へのダウンロードサービス、並びに郵送を行っている。

### ・2020年度実績

#### ①脊髄損傷患者のための社会参加ガイドブック

Together1	「排泄管理」
Together2	「車いす」
Together3	「褥瘡」
Together4	「住宅改造」
Together5	「自動車運転と移動」
Together6	「いきいきと生きる・エンパワメント」
Together7	「エンジョイスports」
Together8	「就労」
Together9	「福祉制度の利用」
Together10	「セクシュアリティ」
Together11	「食生活」

### ・財源：一般社団法人日本損害保険協会

## (3) 全脊連の活動成果物等の無料提供

### ・2020年度実績

#### ①Together各号やその他のパンフレットなど

#### ②第19回総会議案書

### ・財源：会費

## (4) ホームページ運営事業

法律や制度の制定・改定等があった場合に、情報伝達の不備によって制度利用等に格差が生じないように、いち早く正確な情報についてホームページを通じて提供している。

昨年度に引き続き、2020年度もホームページ運営事業を障がい者ITサポートおきなわへ委託した。これまでと同様に、脊損ニュースの掲載を通じて制度情報などを提供したほか、シンポジウム事業の講演録などを掲載した。

- ・財源：会費

#### 4. 政策提言・要望活動事業

##### (1) 障害当事者の政策提言

障害者が社会生活をする上で、制度やバリアフリーについてなど、個人の力ではどうしても乗り越えられない問題を取り上げ、行政機関、国会議員並びに民間法人等へ政策提言及び要望活動を行っている。

- ・2020年度実績

##### ①省庁交渉等

WG、都道府県支部、ブロック会から提出された要望について、理事会で精査し、必要性が高いものについて関係省庁、民間団体、各政党または顧問等に要望を提出した。

主たる要望先は、厚生労働省障害保健福祉部、厚生労働省労働基準局、国土交通省など。

- ア. 支給決定を受けてもサービスを利用できない問題の対策（→厚生労働省障害保健福祉部）
- イ. 重度訪問介護に停車時介護加算の創設（→厚生労働省障害保健福祉部）
- ウ. 相談支援の充実（→厚生労働省障害保健福祉部）
- エ. 介護保険法との適用関係の見直しについて（→厚生労働省障害保健福祉部）
- オ. せき損者が死亡した場合の遺族（補償）給付の取扱いの見直し（→厚生労働省労働基準局）
- カ. 高速道路通行割引を車から障害当事者へ（→国土交通省道路局）
- キ. 後部スロープから乗降するユニバーサルデザインタクシーの普及について（→国土交通省自動車局）
- ク. パーキングパーミット制度について（→国土交通省総合政策局）

##### ②自由民主党ユニバーサル社会推進議員連盟

2020年の通常国会で成立した改正バリアフリー法などを踏まえ、団体ヒアリングの機会に下記の点を要望した。

- ア. 高速道路通行割引を車から障害当事者へ
- イ. 後部スロープから乗降するユニバーサルデザインタクシーの普及について
- ウ. UDタクシーの認定要領の見直しと次世代車両の開発について
- エ. パーキングパーミット制度について
- オ. 駐車料金の支払いについて
- カ. セルフ式ガソリンスタンドにおける給油の補助について
- キ. 障害者手帳にETCカードやICカード乗車券の機能を付与することについて

- ク. 新幹線・ミニ新幹線の車椅子用フリースペースのレイアウトについて
- ケ. 新幹線の車椅子対応座席のウェブ申し込みについて
- コ. 民間事業者の合理的配慮の提供義務について
- サ. バス利用客に対する啓発活動について
- シ. バリアフリー基本構想について
- ス. 学校施設のバリアフリー化について
- セ. 小規模店舗のバリアフリー化について
- ソ. 住宅のバリアフリー化について
- タ. 車椅子使用者が乗用車に乗車したまま投函できる郵便ポストについて

③厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課自立支援振興室

2021年4月1日施行の障害者総合支援法に基づく補装具費支給基準告示の改正について、補装具の種目の追加、型式や基本構造の変更、基準額の変更に関する意見照会に対して、下記の点を提案した。

- ア. 6輪の電動車椅子が支給対象であることを補装具費基準告示に明記する
- イ. 簡易型ではない電動車椅子についてもリチウムイオンバッテリーの支給の対象とする

④障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（厚生労働省）

2021年4月1日施行の障害者総合支援法の報酬改定について、団体ヒアリングの機会に下記の点を提案した。

- ア. 支給決定を受けてもサービスを利用できない問題の対策
- イ. 重度訪問介護に停車時介護加算の創設
- ウ. 共同生活援助（グループホーム）の基準の適正化
- エ. 相談支援の充実
- オ. 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し
- カ. 介護保険法との適用関係の見直しについて
- キ. その他の事項

⑤日本弁護士連合会

民事訴訟手続のIT化に関する意見照会に対して回答した。

⑥自由民主党行政改革推進本部

対面や書面・押印での手続きを求める規制・制度の見直しに関する意見照会に対して回答した。

⑦自由民主党予算・税制等に関する政策懇談会

2021年度の予算編成と税制改正について、団体ヒアリングの機会に下記の点を要望した。

- ア. 重度訪問介護の「運転中における駐停車時の緊急支援」について
- イ. 障害者総合支援法と介護保険法の適用関係の見直しについて
- ウ. 労災保険の遺族（補償）給付の取扱いの見直しについて

⑧自由民主党障害児者問題調査会

⑨公明党障がい者福祉委員会

2021年4月1日施行の障害者総合支援法の報酬改定について、団体ヒアリングの機会に下記の点を要望した。

- ア. 重度訪問介護の「運転中における駐停車時の緊急支援」について
- イ. 支給決定を受けてもサービスを利用できない問題について
- ウ. 基本相談支援に対する給付費または予算措置での評価について

⑩障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会（厚生労働省）

障害者雇用と障害者福祉の連携強化について、団体ヒアリングの機会に下記の点を提案した。

- ア. 訪問系サービスの「外出」の定義の見直しによる対象場面の拡大について
- イ. 障害者雇用率制度の対象障害者の範囲について
- ウ. 納付金、調整金および報奨金、助成金について
- エ. 所得保障について

- ・財源：会費

(2) 内外の関連団体との連携及び交流

- ・2020年度実績

①日本障害フォーラムに加盟

本会をはじめ、障害者当事者団体などの13の全国団体が加盟して結成されている連絡団体において、障害者権利条約の第1回政府報告に対する総括所見用のパラレルレポートを国連障害者権利委員会に提出したほか、フォーラムの開催などの取り組みを行った。

②日本の福祉を考える会に加盟

③障害関係団体連絡協議会（主催：全国社会福祉協議会）に加盟

④特定非営利活動法人DPI日本会議に加盟

- ・財源：会費

5. 労災被災者等支援事業

(1) 被災労働者と家族の援護、労災補償に関する相談・援助事業

令和2年度の厚生労働省交渉では、労災遺族（補償）給付の取扱いの見直しに絞って要請しました。「一昨年度あらためて、厚生年金において1・2級の障害年金を受けられる者が死亡したときには遺族年金の支給要件が認められるのと同様の抜本的見直し検討を要望し、『まず亡くなられた方で認められたものとそうでないものとの実態のデータからスタートせざるを得ない、現時点では分析している状態だと理解していただきたい』旨の回答をいただいたが、実現に向けて具体的に動き出していただきたい」という内容です。

令和元年度のせき損者の死亡原因と労災認定における取扱いについて調査したところ、請求件数のうち支給が94件、不支給が25件で、不支給となった事案は、心筋



梗塞や腹膜炎等、直接の死亡原因とせき損との間に医学的な相当因果関係が認められなかったということでしたが、要望に対する回答としては、「厚生年金と一律に同様に扱うことは困難であるという点をご理解いただきたい」という厳しいものにとどまっています。

引き続き古谷理事が会員や家族からの相談に対応しています。必要に応じて、審査請求等の代理人を務めたり、同理事が事務局長を務める全国労働安全衛生センター連絡会議加盟の地域安全センターによる支援につなげたりもしています。

ワーキンググループはメンバーが4人と少なく、会議は開催できていません。メンバーリストで厚生労働省に対する要望内容について検討したりしています。

- 財源：会費

## 6. シンポジウム事業

- 2020年度実績

### ①「脊髄再生治療の現状と展望」

(特定非営利活動法人日本せきずい基金との共催)

開催日： 2020年9月5日

開催場所： パシフィコ横浜（神奈川県横浜市）

講師： 筑波大学医学医療系整形外科准教授  
加藤 真介 氏

参加者数： 約55名+YouTube配信960回再生

### ②「脊髄損傷の発生状況と日本脊髄障害医学会の社会的役割」

(特定非営利活動法人日本せきずい基金との共催)

開催日： 2020年9月5日

開催場所： パシフィコ横浜（神奈川県横浜市）

講師： 徳島大学病院リハビリテーション部教授  
第55回日本脊髄障害医学会会長  
加藤 真介 氏

参加者数： 約55名+YouTube配信480回再生

- 財源：一般社団法人日本損害保険協会、全国労働者共済生活協同組合連合会、全国生活協同組合連合会、会費

## 7. 脊髄損傷者の社会参加推進支援事業

### (1) 国の審議会等への参加

- 2020年度実績

#### ①障害者政策委員会（内閣府、安藤事務局長）

障害者政策委員会は、障害者基本法とその他の法令に基づいて設置され、

障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法などに関するわが国の施策について審議している。

2020年度は、主として以下の事項が検討された。

- ア. 障害者差別解消法の見直しの検討について
- イ. 第4次障害者基本計画の実施状況の監視について

②社会保障審議会障害者部会（厚生労働省、大濱代表理事）

社会保障審議会障害者部会は、厚生労働省設置法とその他の法令に基づいて設置され、障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、障害者虐待防止法、障害者優先調達法などに関するわが国の施策について審議している。

2020年度は、主として以下の事項が検討された。

- ア. 2021年4月1日施行の障害者総合支援法の報酬改定について
- イ. 障害者雇用と障害者福祉の連携強化について
- ウ. 障害者総合支援法の見直しについて

③ユニバーサルデザイン2020評価会議（内閣官房、大濱代表理事の代理で小林副代表理事が出席）

2018年から年1回のペースで開かれている上記会議。今年の第4回は2021年3月に開催されました。

・開催趣旨

東京大会を契機として、共生社会の実現に向け、心のバリアフリー（「障害の社会モデル」の理解、差別を行わないことの徹底、想像と共感）とユニバーサルデザインの街づくりに取り組んできた。大会は1年延期となったが、この間、行動計画に示された各項目は多くの関係者の真摯な取組により着実に進捗している。

引き続き、東京大会の開催やその後に向けて、新型コロナウイルス感染症への対応、情報バリアフリーの推進、特に地方部における障害者参画の促進等の観点を踏まえた取組の裾野拡大や底上げが求められる。

・全脊連委員としての発言概要

- ア. 公共交通のバリアフリー化が大きく進んだ事に感謝。『在来特急のバリアフリー意見交換会』で伺って、まだまだ厳しい現実があります。今後も公共交通についてはバリアフリー化を進めて頂きたい。
- イ. UDタクシーが普及したことを評価し感謝。スロープの耐荷重が200kgから300kgに引き上げられたことも評価。今後は大きな車椅子が乗れる様、後ろから乗車タクシーの普及を図って頂きたい。
- ウ. 2020行動計画で都市部のバリアフリー化は進んだが、地方に及んでいません。マスタープランやバリアフリー基本構想も中々地方都市で手を挙げるところが少ない。是非、地方のバリアフリー化の為、マスタープラン・基本構想を勧めて頂きたい。
- エ. 『車椅子使用者用駐車施設』にPPP制度で利用幅を広げたことで、車

椅子使用者が停められない状況が続いている。4月から『あり方検討会』も始まるようなので、車椅子使用者がいつ行っても停められるよう、是非制度化頂く様願います。

オ. 多機能トイレの分散化が進んだことに感謝。是非地方にも広がるよう願います。

カ. お年寄りが小さな段差で転倒し、脊髄損傷者になる方が増えていると聞く。段差解消、特に車道と歩道の段差を含み、小さな段差を無くするにはどうしたら良いかを皆さんで考えて頂きたい。

#### ④移動等円滑化評価会議（国土交通省、大濱代表理事）

移動等円滑化評価会議は、バリアフリー法に基づいて設置され、バリアフリー施策の進捗などについて審議している。

2020年度は、主として以下の事項が検討された。

ア. 移動等円滑化の促進に関する基本方針の進捗状況について

イ. 基本方針、移動等円滑化促進方針、マスタープラン、基本構想などの進捗状況について

ウ. 公共交通事業者等によるハード・ソフト取組計画について

#### ⑤バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会（国土交通省、小林副代表理事）

前年から継続して行われている検討会で、2021年度は第10回・第11回の2回開催されました。

学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の委員で構成され、第10回は当局から説明を受け以下の様に発言致しました。

ア. 『基本方針におけるバリアフリー整備目標の見直しについて』

全脊連で地方に住んでいる委員として「『鉄軌道駅等について、3,000人の基準が引き下げられることについては評価したい。ただし、基本構想に位置付けられた旅客施設が対象となった場合、基本構想の普及がネックとなる。基本構想の作成がなかなか進んでいない現状もあるため、基本構想の作成自治体数も数値目標に入れていただきたい。また、基本構想の作成が普及するよう、国交省から自治体に働きかけていただきたい。』と発言し、当局からは「基本構想の普及が旅客施設のバリアフリー化のネックとなるのではないかとのご指摘については、基本構想の作成に関する目標を別途定め、基本構想の作成が進むように国交省としてしっかりと取り組んでいく考えである。」との回答を頂きました。

イ. 改正バリアフリー法の施行に向けての発言

・多機能トイレのキャンペーンは非常に有り難かったし、それなりに効果があったと思うが、ぜひキャンペーンと共に機能分散をより一層進めて頂きたい。

・車椅子使用者用駐車施設の適正な利用の推進について、現在、8道府県がパーキングパーミット制度を未導入である。適正利用の推進という時期ではない。パーキング・パーミット制度検討会をまた開

催してほしい。

- 国土交通省の「障害者等用駐車場の適正利用のために」というパンフレットでダブルスペースを推奨しているが、このダブルスペースは、国が定めている「駐車場の規模が200台以下の場合には当該駐車台数に1/50を乗じて得た数以上、規模が200台を超える場合には当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数」という基準に入るかどうかご教示いただきたい。

当局の回答は

- キャンペーンについては、多機能トイレだけではなく、車椅子用駐車施設についてもキャンペーンの実施を検討している。（その後ポスター・リフレットについて意見を求められ、修正をお願いし認められました。）
- 車椅子用駐車施設の適正利用に向けた取組に関し、国土交通省においてアンケートを行ったが、罰則の導入については約3割が賛成という状況なので、制度化を行うには国民のより一層のコンセンサスが必要と思う。と言う回答でしたが、国土交通行政インターネットモニターアンケートとは主婦や事務職等一般の人約1000人を対象にしたアンケートで『車椅子利用者用駐車施設』を利用する当事者は0に等しいと考えられる。そんな中でいきなり「罰則が必要か」と問われ、3割も「必要」と答えられたことに驚きである。また回答では「ルール化が必要」と答えた方が約6割居た事も重要と考えるべきと思う。我々が求める「制度化」は即『罰則』ではないことを付け加える。
- 車椅子利用者用駐車施設の設置基準については、基本的に3.5m幅の駐車施設が基準の対象となっており、「必要な利用者のための施設を別途設ける」とガイドライン上は記載されている。

第11回検討会での発言内容

ア. 基本方針におけるバリアフリー整備目標の見直しについて

- 地方のバリアフリー化を一層推進していくことに感謝。
- バリアフリー化は基本構想への位置付けがないと進まない部分もあるので、地方を回って策定を推進してほしい。地方局でも自治体を回って頂いているようだが策定が進まないのも、ぜひ周知に努めてほしい。

イ. 改正バリアフリー法の施行に向けて

- 適正利用に関する広報啓発はありがたい。トイレについては機能分散が進んでおり、今後も推進してほしい。
- 障害者用駐車施設については、2006年にPP制度が佐賀県において始まったが、2020年現在未だに普及啓発という段階であることに疑問を感じる。8道府県にPP制度がないなど課題があると思うが、PP制度検討会をまた開催してほしい。
- 観光関係の取組はありがたい。コロナ禍が一段落したらぜひ出かけてほしいと思っており、一層観光地のバリアフリー化を進めてほしい。

当局の回答は

- PP制度については、同じ自治体内で、都市中心部は難しい場合も地方部では進める余地があるのではとも考えており、検討を行っていく。
- 観光施設の認定制度に関する期待感をひしひしと感じる。コロナ禍における通常と異なる配慮については、認定施設にとどまらず周知を検討する。

この検討会は今後も継続されます。

#### ⑥公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会（国土交通省、小林副代表理事）

上記検討会が2020年6月から2021年3月までの計4回開催されました。

##### ア. 開催趣旨

国土交通省は、公共交通機関のバリアフリー水準のスパイラルアップを図る為、①役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）、②新幹線の新たなバリアフリー対策、③視覚障害者のエスカレーター利用のための誘導案内方法等について、交通バリアフリー基準及びガイドラインの改正に関する検討を行うものです。

皆さんから多くの意見が出されましたが、私は『新幹線の新たなBF対策』では下記⑦の検討会に出ている事もあり、重大な意見はありませんでした。

##### イ. 検討の経過

1回目は『(1) ソフト基準の方向性及びガイドラインの草案について』の説明があり、多くの意見が出たが全背連で発言しなければならない内容はありませんでした。

しかし第4回で「多機能トイレが名称変更され、高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ）となったのは非常に良かったと思う。是非これを普及させていただきたい。」と発言しました。

4回の検討会を経て、3月31日『バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編・役務編）』が改正され公表されました。国交省ページ（バリアフリー整備ガイドライン）で検索するか？下記アドレスを入れて見て下さい。

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_mn\\_000001.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html)

#### ⑦新幹線のバリアフリー対策検討会ソフト・ハード対策検討WG（国土交通省、小林副代表理事）

2019年12月に設置し、2020年1月からソフト・ハード両面から施策の具体的検討を2月まで2回の会議を行いました。コロナが広がりを見せ、4月の第3回からオンラインでの開催となりました。

我々障害者団体は1,000席以上の列車については一般席に6席以上の設置を求めましたがJR各社の反応は極めて厳しいものでした。

しかし、「新しい生活様式」に係る取り組みが進められ始めた事で、不要不

急の移動の自粛等が進みJRを利用する方が大きく減少しました。

そんなこともあってか！？ポストコロナ・ウィズコロナ時代における、交通機関の更なるバリアフリー化をJR各社は認めざるを得なくなり、我々の要望通りに決定しました。

8月に赤羽大臣とのN700Sの実証実験を経て、今年4月赤羽大臣、障害者団体での試乗会が行われました。

ミニ新幹線についても新型車両から普通席・多目的室含み4席以上が明文化されたことも極めて大きな成果でした。

今後も意見交換会は継続されます。

#### ⑧道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会（国土交通省、小林副代表理事）

上記懇談会は2020年9月から2021年3月まで有識者・当事者等10団体・事業者・官公庁等20数名出席で計3回開催されました。

##### ア. 開催趣旨

道路空間のUDにおいては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、バリアフリー法）に基づき、特定道路の新設または改築や同基準に準じたその他の道路の整備の適合義務を定めた「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」（以下「道路移動等円滑化基準」という。）等により整備することによって、全体のバリアフリー化が進捗してきたところである。

道路移動等円滑化基準は、社会情勢の変化や技術向上等に合わせ、内容を見直し、必要に応じて改正を行ってきたところであるが、令和2年度においては、以下の事項に対応した検討を行う必要がある。

1. 旅客特定車両停留施設の道路移動等円滑化基準の策定
2. 歩行者利便増進道路の構造基準の策定
3. 旅客特定車両停留施設の役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）の策定
4. 道路移動等円滑化基準のガイドラインの策定

##### イ. 検討会での発言概要

- ・歩車道工事で当事者の意見を聞くとする時に、視覚障害者だけを当事者とせず車椅子利用者も入れるようにして頂きたい。
- ・歩車道の段差を標準2cmとなってますが、我々は0cmにして頂きたいし、現実に0cmの所は各地にあります。傾斜の始まりに点字ブロックを作るなど視覚障害者の方に配慮しながら是非0cmで施工頂きたいです。
- ・今比較的広い歩道が各地に作られていますが、傾斜がきつく車椅子で自走するには大変歩きにくいです。ある程度平らな部分もあり、傾斜を作るなどの配慮を頂きたいです。

#### ⑨移動等円滑化評価会議東北分科会（国土交通省東北運輸局、小林副代表理事）

第2回東北分科会は2020年9月に仙台市内でコロナ対策十分にし、開催さ

れた。

ア. 全脊連としての発言（概要）

- ・地元2市に基本構想・マスタープランの説明に行かれたことに感謝。しかし中々現実には厳しいです。東北運輸局主催で勉強会を開いては如何でしょう。
- ・地方で暮らす車いす利用者は『車椅子利用者用駐車施設』が頼りですが、不正駐車が後を絶ちません。是非制度化頂く様、本庁にお話し願いたい。

⑩特急車両のバリアフリーに関する意見交換会（仮称）（国土交通省、小林副代表理事）

3月に1回行われましたが、非公開につき詳細報告は割愛しますが、全脊連の意見として下記事項について発言・質問しました。

- ア. 成田エクスプレス（品川～成田空港）で車椅子乗車は1名のみ、2人目は乗車できない。又30分に1本だが、乗ろうとしても連絡等で1時間以上待つことになる。善処頂きたい。
- イ. 羽越線いなほ号（新潟～秋田）上り線の移乗席が壁との間隔がなく移乗するのに怖く車椅子のままている。又入り口センサーの反応が敏感でちょっとした動作で開閉する。善処頂きたい。
- ウ. しなの号（名古屋～長野）狭いのは上記と同様。他に運行時間通り走らなく新幹線に間に合わない事が多い。
- エ. 小田急ロマンスカーは車椅子席が広く、トイレも使いやすい。是非JR特急もそうして頂きたい。

⑪高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗WG（国土交通省、大濱代表理事）

標記検討会およびWGは、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の見直しのために設置され、主として以下の事項が検討された。また、2021年3月には「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が改定された。

- ア. 小規模店舗のバリアフリー化
- イ. 重度の障害、介助者等への対応
- ウ. バリアフリーに関する優良事例の追加

⑫共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究検討会（国土交通省、東京都支部の三井副支部長）

標記検討会は、公共トイレの今後のあり方の検討のために設置され、成田国際空港（千葉県成田市）をはじめとする国内12カ所の視察なども踏まえて、主として以下の次項が検討された。また、2021年3月には報告書が取りまとめられた。

- ア. 車椅子利用者用便房等の機能分散の推進に必要な考え方
- イ. 多様な利用者特性への対応
- ウ. 多様な利用者が必要とする設備・機能の有無・位置に関する情報提供

の推進

## 工. 適正利用の推進に向けた広報啓発・教育等の充実

### ⑬慶應義塾特定認定再生医療等委員会（大濱代表理事）

患者の立場から再生医療等安全性確保法に基づく再生医療等提供計画の審査業務に携わった。

・財源：会費

### （2）被災地支援

東日本大震災の教訓を踏まえ、震災等が起こった時、本会のネットワークを最大限に利用し、いち早くその地域の障害者の状況を把握して、必要なもの必要な支援等の提供を行うようにしている。

また、前期に発災した台風15号や19号の風水害、当期に発災した九州地方と中部地方の豪雨災害についても、機関誌「月刊・脊損ニュース」で継続的に支援金を募集し被災者に届けるなど、所要の対応を実施した。

そのほか、機関誌に連載記事「減災《減災意識をたかめる》」や特集記事「東日本大震災の教訓と課題から」を掲載して意識啓発を図った。

### （3）車いす寄贈

助成財団から電動車椅子の提供を受けられなかったため、休止している。

## 8. 障害者のスポーツの振興並びに余暇活動の支援事業

### （1）体育振興事業

障害者福祉の増進を目的に、地域で暮らす障害者と障害を持たない地域住民との相互交流を図るための、ゲートボール大会、車いすバスケットボール大会、ツインバスケットボール大会、グラウンドゴルフ大会等、他団体が主催したスポーツ大会並びに余暇活動へ、費用の助成という形で後援や協賛を行い、障害者のスポーツを通じた社会参加の促進と余暇活動の支援を行っている。

また、障害者がスポーツや余暇活動を行うには、健常者による多大な支援を要することから、本会では健常ボランティアスタッフを会員の親族や大会開催地における近隣住民等から広く募集し、ボランティアスタッフの派遣並びに当該催しの運営をボランティアスタッフと共に本会がサポートすることにより、健常者と障害者が一緒に活動できる場の創設を通じて、障害者のスポーツの振興並びに余暇活動の理解及び普及に努めている。

・2020年度実績

新型コロナウイルス感染症のため、後援や助成などの実績がなかった。

・財源：会費



## 【2】事業の公益性について

### 事業の種類 別表の3号

本事業は、脊髄損傷者及び障害者の地域生活を支援することを目的とした事業であり、事故や疾病等により重い障害を有し在宅生活が容易でない者へ、医療・介護・福祉制度の活用方法等を支援する事業を行っている。ピアサポート相談支援事業は、長い年月を経て障害を受容し地域社会での豊富な生活キャリアを持つ先輩の障害者が、自身の体験や制度利用のノウハウ等を受傷直後の障害者に共有してもらい、早期の社会復帰を支援していく事業である。また、この事業の過程において、様々な専門家や一般市民の理解を深められることから、障害者の地域移行促進の啓発に寄与し、障害者のQOLの向上に資する事業である。

以上により、これらの事業は別表3号の「障害者もしくは生活困窮者又は事故、災害もしくは犯罪に因る被害者の支援を目的とする事業」に該当する。

### 事業の種類 別表の9号

本会では、外出の機会に恵まれない障害者の環境改善を図るため、障害者スポーツ（競技としてのスポーツと余暇活動としてのスポーツまで幅の広いスポーツ等の振興を図る）に参加できる機会創出の支援、各種のスポーツ大会のサポート、障害者と健常者が共に行うことのできる軽スポーツの振興と支援事業を行っている。これらの事業の推進は、別表9号の「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当する。